

別表

1 社会福祉施設等の範囲(要綱第2条関係)

分類	介護サービス等を提供する施設・事業所
入所系事業所※1	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
通所系事業所※2	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
訪問系事業所※3	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
備考	上記事業所は、県内に所在するものに限る。

2 補助の対象経費及び補助額(要綱第4条関係)

(1) 社会福祉施設等が事業に使用する建物・設備等の光熱費

補助内容	対象事業所	定員数	上限額	補助率	補助対象経費
社会福祉施設等が事業に使用する建物・設備等に係る光熱費の前年度からの増加額の一部を補助する。	入所系事業所(※1)	81名以上	1,000千円	1/2以内	社会福祉施設等が事業に使用する建物・設備等に係る光熱費で、令和3年分(令和3年4月分から同年9月分まで)の合計額と令和4年分(令和4年4月分から同年9月分まで)の合計額を比較して、令和3年分より令和4年分の額が大きい場合に限り、令和3年分と令和4年分の差額を補助対象経費とする。
		51名～80名	800千円		
		30名～50名	500千円		
		29名以下	300千円		
	通所系事業所(※2) 訪問系事業所(※3)	-	100千円		
					補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限額と比較して小さい方の額とする。

(2) 社会福祉施設等が事業に使用する車両の燃料費

補助内容	対象事業所	上限額	車両種別及び補助基準単価
社会福祉施設等が利用者の送迎・居宅への訪問等、サービス等提供のために使用する車両の燃料費を定額で補助する。	通所系事業所(※2) 訪問系事業所(※3)	50千円	ア ガソリン車の福祉車両等 : 1台当たり 10千円 イ ディーゼル車の福祉車両等 : 1台当たり 8千円 ウ 福祉車両等以外の軽・普通自動車 : 1台当たり 5千円
			補助対象経費
			社会福祉施設等が利用者の送迎・居宅等への訪問等、サービス等提供のために使用する車両で、令和4年4月から同年9月の間に使用する車両を補助対象とする。
			算定方法
			補助額は、1台につき、車両種別に応じて補助基準単価の額を補助する。ただし、補助基準単価に使用する台数を乗じて得た額の合計額と上限額を比較して小さい方の額とする。

(3) 他の地方公共団体の補助金等を受けている場合の特例

- ア 運営法人等が「物価高騰等対策に係る他の地方公共団体の補助金等」(以下「他の補助金等」という。)の交付を受けている場合であって、当該他の補助金等の光熱費に係る交付額と本補助金の光熱費に係る補助所要額の合計額が、補助対象経費を超えるときは、その超える額について、本補助金の光熱費に係る補助所要額から差し引いた額を補助額とする。
- イ 上記アの場合であって、他の補助金等から、車両の燃料費の補助を受けている場合は、当該他の補助金等の補助対象となっている車両は、本補助金の補助対象とすることはできないものとする。